

令和5年1月27日
新型コロナウイルス対策本部
(本部長:三芳町長)

イベントの開催制限の変更について

国が定める基本的対処方針が一部変更されたことに伴い、埼玉県におけるイベントの開催制限が変更されたため、町の対応については以下のとおりとします。

期 間	令和5年1月27日(金)から当面の間
内 容	<p>①「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベント ※埼玉県の定める感染防止安全計画を策定し、県に提出すること。</p> <p>(ア) 収容人数が設定されている場合 【人数上限】収容定員まで 【収容率】100%</p> <p>(イ) 収容人数が設置されていない場合(5,000人超の場合) (地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど) 人と人とが触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保</p> <p>②それ以外のイベント ※埼玉県の定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者等のホームページ等で公表すること。</p> <p>(ア) 収容定員が設定されている場合 【人数上限】「5,000人」、又は「収容定員の50%」のいずれか大きい方 【収容率】100% →「上限人数」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方まで</p> <p>(イ) 収容人数が設置されていない場合(5,000人以下の場合) (地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど) 人と人とが触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保</p>